

## 第 728 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 2 年 12 月 23 日 (水) 13 時 56 分～14 時 09 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 4 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 「海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める『くろまぐろ』について」の変更について (資料 1)
- (2) なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について (資料 2)

#### 2 報告事項

- (1) 「海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める『くろまぐろ』について」の変更について (資料 3)
- (2) 神奈川県資源管理方針の策定について (資料 4)
- (3) 令和 2 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 55 回東日本ブロック会議の書面議決の結果について (資料 5)
- (4) 太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について (資料 6-1、6-2)
- (5) 神奈川県海区漁業調整委員会の会議等に関する規程等の一部改正について (資料 7)

#### 3 その他

- (1) 令和 3 年 3 月の委員会開催日程について
- (2) その他

#### [参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示
- ② 東京海区漁業調整委員会指示

#### [配付資料]

- ③ 守っていただきたい海のルール

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 岩崎 幸和、加藤 孝、小菅 君明、宍倉 昇、宮川 均  
学識経験委員 内海 和彦、櫻本 和美、佐藤 光徳、米山 健  
公益代表委員 小坪 淳子、星野 拓吉
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石井 GL、小川技幹、原田主査、山本主査

議 事

滝口事務局長

これより委員会を開催いたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中11名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長  
(櫻本会長)

それではただいまから第728回の委員会を開催します。

本日の議題ですが諮問事項が2件、報告事項が5件、その他が2件となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

加藤委員、小坪委員よろしいでしょうか。

両 委 員  
議 長

了 承

それでは加藤委員、小坪委員よろしくお願いたします。

本日の委員会も、事前に事務局から資料が送付された議題につきましては、事務局及び水産課からの説明は原則として省略することといたします。

それでは議事に入ります。

まず「海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める『くろまぐろ』について」の変更については、資料1の諮問事項(1)と資料3の報告事項(1)がありますが、関連しますので一括して議題とします。

資料3の報告事項につきましては本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 山本主査  
議 長  
内海委員

【資料1及び資料3に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

今回は留保の枠を付け替えるということですがけれども、例えば定置も漁船漁業も、4～6月、7～9月、10～12月は、割当て以外に実際に漁獲された量というのはこの数字になっているのですかね。

つまり、そこで出た余りみたいなものがあれば、それを最後のところに寄せていくという作業はやらなくていいのかという質問なのですが。

水) 山本主査

現状の県計画の割当てのトン数については、既に余ったものを下期の方に繰り越した残りでございます、ぎりぎりの割当量となっております。

ただ、10～12月期についてはまだ結果が判明しておりませんので、こち

らについては1～3月期にはまだ余剰分を移動できないのですが、4～6月期と7～9月期についてはそれぞれの時期に獲れた数字に合わせておりますので、全ていわゆるキャリーオーバーといえますか、そういった措置はしている状態でございます。

内海委員

そうすると、10～12月、例えば漁船漁業などは13トンということでかなり大きいですが、そこで余った分はもう一度1～3月に付け替えるという作業をやるということですかね。

山本主査

そのとおりです。

内海委員

はい。大丈夫です。

議 長

他に御意見等ございますでしょうか。

なければ、諮問事項につきましては内容のとおり異議がない旨知事に答申するというので、報告事項につきましては了承するというのでよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続きまして諮問事項（2）ですが、「なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足説明することはありますでしょうか。

水) 原田主査

【資料2に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて報告事項（2）「神奈川県資源管理方針の策定について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、この件は報告事項ということで了承ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項（3）の「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会第55回東日本ブロック会議の書面議決の結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはございますでしょうか。

それではこの件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

内容的には例年のものと変わらないということですが、特段ないようですので、この件につきましても、報告事項ということでした承ということにさせていただきます。

続きまして報告事項（４）ですが「太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足説明することはありますでしょうか。

それではこの件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

内海委員

県に聞くべき話なのかどうか分かりませんが、広域漁業調整委員会で、太平洋くろまぐろについては採捕の承認について委員会指示を続けるということで国の方は言っているのですけれど、漁業法が新しくなって、大臣許可漁業も一本になって知事許可漁業も一本になって、その辺との整理を国の方でするみたいなことは特段なかったのですかね。

つまり、漁業のコントロール方法として、委員会によるこういう指示と、それから許可によるものと、しかもくろまぐろについては全体の TAC というのは国が管理しているので、委員会の承認でこのまま続けていくのかというのがちょっと疑問なので。何か説明がありましたか。

事) 上原主事

委員会当日のときは、許可などとの絡みという点では国からの説明は特になく、この委員会指示も原則２年ごとに更新しているものであって、今回も漁業法改正に伴う条ずれなどの対応であったり用語の修正などはするが、同じようなものをこれまでどおり発出するものだというところでした。特に許可などとの絡みということの説明はございませんでした。

内海委員

今言ったように、委員会で承認でこのような許可を出すというのは、例えばその資源について委員会で色々な指示が出て、委員会のたなごころの中にその管理があるとすると、広域漁業調整委員会というところがやってもいいとは思いますが、御存知のごとく、くろまぐろについては国が県のやることにまで細かく口を挟んでくると。

逆に言うと、許可制度というか漁業のコントロール自体も本来であれば国がすべき話なので、その辺の整合というのがまだ混乱していて、これを読むとまた続けますと書いてあったので、その辺を新漁業法が改正されてスタートするとき整理してくるのかなと思っていたのですけれども。

また機会があればそういうことも県の方から聞いていただければと思います。

議 長

他に御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、報告事項ということで、これも御了承いただきたいと思えます。

続きまして報告事項（５）の、「神奈川海区漁業調整委員会の会議等に関する規程等の一部改正について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

それではこの件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、この件につきましても、報告事項ですので了承ということにさせていただきたいと思えます。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

以上